

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令について

1 制定の趣旨

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 80 号）の施行に伴い、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を制定するものである。

2 改正の概要

関係省令（別紙参照）について、所要の改正を行うこと。改正内容は次のとおり。

- （1）防衛施設庁が廃止されること、装備本部が装備施設本部に改組されること並びに防衛施設庁の事務を内部部局、装備施設本部及び防衛省の所掌事務の一部を分掌する地方防衛局が所掌することによる改正（第一条～第十七条関係、第十九条～二十五条関係）
- （2）防衛監察本部が新設されることによる改正（第五条関係）
- （3）情報本部に「情報保全官」が置かれることによる改正（第十八条関係）
- （4）その他所要の改正（第十二条及び第二十条関係）

3 施行期日

平成 19 年 9 月 1 日（法律の施行の日）

- 1 特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和二十六年総理府令第四十九号）
- 2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則（昭和二十七年総理府令第三十号）
- 3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和二十七年総理府令第四十一号）
- 4 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行規則（昭和二十八年総理府令第四十九号）
- 5 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び装備本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）
- 6 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）
- 7 特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令（昭和二十九年総理府令第五十七号）
- 8 日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する省令（昭和二十九年総理府令第六十一号）
- 9 駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する省令（昭和三十三年総理府令第三十六号）
- 10 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則（昭和三十六年総理府令第六十二号）
- 11 合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和三十七年総理府令第四十二号）
- 12 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行規則（昭和三十八年総理府令第二号）
- 13 指定職俸給表の適用を受ける防衛参事官、書記官及びその他の官職並びにこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令（昭和三十九年総理府令第四十二号）
- 14 防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）
- 15 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）
- 16 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則（昭和五十二年総理府令第三十九号）
- 17 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する省令（平成七年総理府令第三十一号）
- 18 情報本部組織規則（平成九年総理府令第一号）

- 19 防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年総理府令第三十八号）
- 20 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則（平成十六年内閣府令第七十五号）
- 21 捕虜資格認定審査規則（平成十七年内閣府令第十一号）
- 22 捕虜等懲戒規則（平成十七年内閣府令第十二号）
- 23 沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する省令（平成十八年内閣府令第二号）
- 24 防衛省の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める省令（平成十九年内閣府令第三号）
- 25 防衛省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十九年内閣府令第五号）